

○一関工業高等専門学校研究重点教員規則

(平成27年2月5日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校において、教員の研究能力の向上と教員による外部資金導入の促進を図るため、研究活動に重点を置く教員（以下「研究重点教員」という。）を配置することに関し、必要な事項を定めるものである。

(申請)

第2条 研究重点教員は、次の各号のいずれかを満たす者が申請できる。

- 一 概ね単年度250万円以上の外部資金を獲得した教員（ただし、研究助成目的以外の寄附金は除く）
- 二 大学等の研究機関との大型の共同研究を行う教員
- 三 学内共同研究を主導して行う教員

2 研究重点教員への申請を行おうとする者は、所属系又は領域からの推薦を受け、系長又は領域長（以下「系長等」という。）を経由して研究重点教員申請書を校長に提出しなければならない。

(選考)

第3条 研究重点教員の選考は、企画会議で審議のうえ、校長が決定する。

(期間)

第4条 研究重点教員の期間は、原則2年間とし、4月から開始する。ただし、本人の希望により当初から期間を1年とすることができる。

(期間の継続)

第5条 研究重点教員の期間は、1年単位で継続することができる。

2 前項の継続を希望するときは、系長等を経由して継続申請書を校長に提出し、企画会議で審議のうえ、校長が決定する。

(免除)

第6条 校長は、研究重点教員の申請により、校務分掌、クラス担任、各種委員会委員、課外活動顧問、並びに宿直の業務を減免させることができる。

(義務)

第7条 研究重点教員は、期間中に次の各号に掲げるものをいずれか又は合わせて2件以上、任期1年の場合は1件以上行うものとする。ただし、共同研究の相手方との関係で公表又は実施が困難な場合には、理由書を校長に提出しなければならない。

- 一 査読付き論文の学会誌等への投稿
- 二 特許出願

2 研究重点教員は、任期終了年度（継続の場合はその終了年度）の翌年度の4月末日までに、研究重点教員研究成果報告書を作成し、系長等を経由して校長に報告しなければならない。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月11日から施行する。